

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

土地改良区の清算人の就任

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

解除予定の保安林

土地収用法による事業の認定

道路の区域の決定

道路の区域の変更

道路の供用の開始

鳥取県営屋内プールの使用料の徴収事務の委託

告 示

鳥取県告示第七百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十五年七月一日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

岩美町大字浦富字二夕股三一九一番二の地先

二、三六九・五八平方メートル

鳥取県告示第七百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十五年七月一日現在の地番による。)

大字浦富字二夕股

大字浦富字二夕股の全域及び字二夕股三一九一番二の地先

鳥取県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

青谷町上露谷土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

青木善雄 気高郡青谷町大字露谷三五二

青木未廣 " 四一五一二

吉田 均 " 三六六

高木治勅 " 三一―一二

青木久夫 " 三七九

吉田幸次 " 三八四

昭和五十五年三月三十日開催の総会において選任され、同年七月一日就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第七百九十四号

昭和五十五年七月十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（吉田地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 従覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十五号

昭和五十五年七月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（福寿実地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十六号

昭和五十五年七月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良(神福地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字大懸ヶ二二四九(次の図に示す部分に限る。)

二一四五の二、二一四七の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町

役場に備え置いて縦覧に供する。()

鳥取県告示第七百九十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 倉吉市

二 事業の種類 倉吉市小鴨隣保館及び公民館建設工事

三 起 業 地

1 収用の部分 倉吉市中河原字下河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市教育委員会事務局

鳥取県告示第七百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十五年九月十八日から二週間鳥取県土木部道路

課において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の 種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	両三柳二本木線	米子市皆生字沖大境二六四番六 地先から 同市皆生字砂池西一、六一八番 一地先まで	二四・〇三六二・六	

鳥取県告示第八百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十五年九月十八日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県道		道路の種類	路線名	変更前	変更後	敷地の幅員	延長
鳥取鹿野 倉吉線	変更前	路線名	鳥取市今町一丁目六八番二地先から 同市古海字下耕土居下八二番一 地先まで	鳥取市今町一丁目六八番二地先から 同市古海字下耕土居下八二番一 地先まで	変更後	一〇・〇〇 一五・〇〇	一、〇五五 一、〇五五
	変更後						
"	"	"	倉吉赤碕 中山線	東伯郡赤碕町大字山川字勝田川頭西平八〇七番二地先から 同町大字尾張字中ノ袋三七四番二地先まで	東伯郡赤碕町大字別宮字井滝一五七番一地先から 同郡赤碕町大字大父字東谷八二三番一地先まで	〇・六八 五・〇〇	二七二〇 七八三五
"	"	"	彦名境港線	境港市佐斐町字行測一五九八番二地先から	同市幸神町二五二番地先まで	六・六八 二・八二	九四八・〇 九六三・〇
県道	米子停車場線	米子市東町四六番二地先から 同市加茂町二丁目一番地先まで	変更前	米子市東町四六番二地先から 同市加茂町二丁目一番地先まで	変更後	一・五〇〇 二五・〇〇	三二六・六 三二六・六

" "		" "		" "		" "	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
米子空港線	大篠津停車場線	倉吉赤碕中山線	奥谷正蓮寺線	同町字東ノ二七四一番一五地先まで	米子市大篠津町字元屋敷一、二五番二地先から	西伯郡中山町羽田井字遠茶畑一四二二番四地先から	岩美郡国府町中郷字下赤子田八三番一地先から
同市佐斐神町字砂浜ノ四二九番九地先まで	同町字東ノ二七四一番一五地先まで	同町羽田井字荻原一七二番一四二二番四地先から	鳥取市椋谷字上掘田三九四番地先まで	同町字東ノ二七四一番一五地先まで	同町字東ノ二七四一番一五地先まで	同町羽田井字荻原一、八一一番四地先まで	同市椋谷字上掘田三九四番地先まで
二九・六〇 三二・〇〇	一六・〇〇 一〇・九〇	六三・四〇 六六・六〇	二二・〇〇	一六・〇〇 一〇・九〇	七六・九〇 七〇・九〇	三〇・五〇 三〇・五〇	二二・〇〇
一、四五三	一、七三五	二、七九五	一、五三二	一、七三五	二六六・五	一、八七〇	一、五三二

鳥取県告示第八百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十五年九月十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町一番地六地先から 同市下新田三〇番二地先まで	昭和五十五年 九月十八日
"	奥谷正蓮寺線	岩美郡国府町大字中郷字下赤子田八 三番一地先から 鳥取市桜谷字上掘田三九四番地先ま で	"
"	米子空港線	境港市小篠津町字城の内一、六六〇 番三地先から 同市佐斐神町字砂浜ノ四二九番地の 九地先まで	"
"	彦名境港線	境港市佐斐神町字行測一、五九八番 二地先から 同市幸神町二五二番地先まで	"
"	両三柳一本木線	米子市皆生字沖大境二六四番六地先 から 同市皆生字砂池西一、六一八番一 地先まで	"

鳥取県告示第八百二十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県宮内プールの使用料の徴収の事務を財団法人鳥取県福祉事業団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】